

国土交通省所管独立行政法人の見直し当初案（9月21日ヒアリング分）

国土交通省所管独立行政法人の見直し当初案の内容一覧表…………… P. 1

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況…………… P. 5

見直し当初案整理表

土木研究所…………… P. 7

建築研究所…………… P. 17

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	国土交通省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
法人名	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
土木研究所	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及	<p>【研究開発の重点化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発課題を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究へより重点化する。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(1)事業実施主体の見直し] <p>【国際活動の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工衛星情報等を活用した洪水予測技術など日本の「安全・安心」等の技術を、アジアをはじめ世界各国へ国際展開するための研究活動を強化する。 <p>【技術力の向上、技術の継承への貢献に係る取組強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の維持管理に特有の知見と判断能力を有する高度な専門技術者の育成に対するニーズに応えるため、国等の職員を対象にした講習会の開催等の取組を強化する。 	<p>【支部・事業所等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京事務所、海外事務所等に類する支部・事業所等は土木研究所にはない。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)1. 保有資産の抜本的見直し(2)事務所等の見直し] <p>【事務事業実施主体の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発課題を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究へより重点化する。 ・研究課題の選定にあたっては、これまでも研究の事前評価(重点プロジェクト研究は内部評価に加え外部有識者による外部評価も実施)において、土木研究所が実施する必要性を評価し必要性があるものを採択するとともに、外部からの検証が可能となるよう評価結果をホームページにて公表することにより、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に業務を限定するよう措置している。 さらに、平成22年度中に、「土木研究所が実施する必要性」を評価項目として研究評価実施要領(公表)に明記するとともに、研究課題ごとの評価書にも明記することにより、より一層の研究評価の適正化を図る。 今後の独立行政法人全体の見直しの議論、政府で行われている研究開発独立行政法人のあり方に関する検討を通じ、適切に対応する。 <p>[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(1)事業実施主体の見直し]</p> <p>【重複排除・事業主体の一元化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木研究所の研究開発は、他の独立行政法人等の研究開発と研究の目的・対象や成果の反映先が異なり、重複はない。 ・研究課題の選定にあたっては、これまでも研究の事前評価(重点プロジェクト研究は内部評価に加え外部有識者による外部評価も 	<p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止を予定している別海実験場、湧別実験場及び一部廃止した朝霧環境材料観測施設について、国庫返納等による処分を行う。【整理合理化計画:中期計画達成状況を平成22年度までに明らかにした上で、別海実験場及び湧別実験場を廃止する。平成21年度に朝霧環境材料観測施設について、敷地利用の集約化を図った上で、一部廃止する。】 ・平成22年度中に施設整備計画を策定し、計画的に施設の整備、更新、廃止等を進める。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)1. 保有資産の抜本的見直し(3)施設と事業規模との再整理] <p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法人については該当なし。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(3)取引関係の見直し] ・契約監視委員会による定期的な点検の実施や一者応札、一者応募の見直しに関する取り組みを内容とする「随意契約等見直し計画」を平成22年6月に策定・公表しており、本計画に基づき、取引関係の適正化を推進する。 <p>【自己収入の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月より人事評価を導入し、研究者個人の競争的資金等外部資金や知的財産権獲得の取組を評価する体制を整備した。 ・競争的資金等外部資金の積極的な獲得、知的財産権の活用促進、外部機関による施設・設備の利用促進により、さらに自己収入の拡大を図る。【整理合理化計画:競争的資金、特許等、実験施設の貸し出しにより自己収入の増大を図る。】[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(4)自

<p>土木研究所</p>	<p>土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及</p>		<p>実施)において、土木研究所が実施する必要性を評価し必要性があるものを採択するとともに、外部からの検証が可能となるよう評価結果をホームページにて公表することにより、他の独立行政法人等との重複排除を図っている。</p> <p>さらに、平成22年度中に、「土木研究所が実施する必要性」を評価項目として研究評価実施要領(公表)に明記するとともに、研究課題ごとの評価書にも明記することにより、より一層の研究評価の適正化を図る。</p> <p>・研究テーマの特性に応じて、国内外の関係機関等との適切な役割分担のもとで、研究開発の効率的かつ効果的な連携を推進する。</p> <p>・今後の独立行政法人全体の見直しの議論、政府で行われている研究開発独立行政法人のあり方に関する検討を通じ、適切に対応する。</p> <p>[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(2)重複排除・事業主体の一元化等]</p> <p>【非公務員化】</p> <p>・平成18年4月に措置済み。</p> <p>【柔軟な組織運営】</p> <p>・研究ニーズの高度化、多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究テーマに応じ必要な研究者を編制するなど柔軟な組織運営を図る。</p>	<p>【管理運営の適正化】</p> <p>・研究業務その他の業務全体を通じた、情報化・電子化を推進等による効率化に取り組む。</p> <p>・平成22年度中に施設整備計画を策定し、計画的に施設の整備、更新、廃止等を進める。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)3. 組織管理(ガバナンス)の強化(1)管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)]</p> <p>【事業の審査、評価の見直し】</p> <p>・研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での研究評価を充実させることとし、22年度中に研究評価実施要領の改定を行う。</p> <p>[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)3. 組織管理(ガバナンス)の強化(2)事業の審査、評価]</p> <p>【業務のアウトソーシング】</p> <p>・土木研究所の事務・事業は、いずれも官民競争入札に馴染まない。</p> <p>・定型的作業や単純作業等外部への委託が可能な業務でコスト節減につながる場合には、引き続きアウトソーシングを進める。</p>
--------------	---	--	--	--

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	国土交通省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	
建築研究所	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	<p>【研究開発の重点化】</p> <p>・研究開発について総点検を行い、平成22年度の予算執行において基準作成関連の研究に重点化した。平成23年度以降についても、基準作成関連の研究への一層の重点化・深化を進める。[事業仕分け第2弾(前半)評価結果:事業規模縮減。基準作成関連とそれ以外の研究に整理]</p>	<p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>・支部・事業所等を設置していない。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)]</p> <p>1. 保有資産の抜本的見直し(2)事務所等の見直し]</p> <p>【事務事業実施主体の見直し】</p> <p>・研究開発について総点検を行い、平成22年度の予算執行において基準作成関連の研究に重点化した。平成23年度以降についても、基準作成関連の研究への一層の重点化・深化を進める。[事業仕分け第2弾(前半)評価結果:事業規模縮減。基準作成関連とそれ以外の研究に整理]</p> <p>・研究課題の選定にあたっては、これまでも研究の事前評価(重点研究開発課題は内部評価に加え外部有識者による外部評価も実施)において、建築研究所が実施する必要性を評価し必要性があるものを採択するとともに、外部からの検証が可能となるよう評価結果をホームページにて公表することにより、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に業務を限定するよう措置している。</p> <p>さらに、平成22年度中に、「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として研究評価実施要領(公表)に明記するとともに、研究課題ごとの評価書にも明記することにより、より一層の研究評価の適正化を図る。</p> <p>・地震工学に関する研修については、引き続き最新の知見(長周期地震動等)を反映したカリキュラムの見直しや経費の節減を随時行う。</p> <p>・今後の独立行政法人全体の見直しの議論、政府で行われている研究開発独立行政法人のあり方に関する検討を通じ、適切に対応する。</p> <p>[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)]</p> <p>2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(1)事業実施主体の見直し]</p>
	地震工学に関する研修生への研修	<p>【研修カリキュラムの見直し】</p> <p>・引き続き最新の知見(長周期地震動等)を反映したカリキュラムの見直しや経費の節減を随時行う。</p>	<p>【保有資産の見直し】</p> <p>・平成20年度に屋外火災実験場観測制御室を廃止済み。【整理合理化計画:平成20年度までに屋外火災実験場観測制御室を廃止する】</p> <p>・22年度中に施設整備計画を策定し、計画的に施設の整備、更新、廃止等を進める。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)]</p> <p>1. 保有資産の抜本的見直し(3)施設と事業規模との再整理]</p> <p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】</p> <p>・関係法人については該当なし。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)]</p> <p>2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(3)取引関係の見直し]</p> <p>・契約監視委員会による定期的な点検の実施や一者応札、一者応募の見直しに関する取り組みを内容とする「随意契約等見直し計画」を平成22年6月に策定・公表しており、本計画に基づき、取引関係の適正化を推進する。</p> <p>【自己収入の拡大】</p> <p>・平成22年4月より競争的資金等外部資金の獲得に向けた取組実績を運営費交付金による研究費の配分に反映することとした。</p> <p>・競争的資金等外部資金の積極的獲得、外部機関による施設・設備の利用促進、施設使用料の改定により、さらに自己収入の拡大を図る。</p> <p>[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)]</p> <p>2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(4)自己収入の拡大]</p> <p>【整理合理化計画:競争的資金、特許等、実験施設の貸し出しにより自己収入の増大を図る】</p> <p>【管理運営の適正化】</p> <p>・研究業務その他の業務全体を通じた、情報化・電子化を推進等による効率化に取り</p>

<p>建築研究所</p>	<p>建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等</p> <p>地震工学に関する研修生への研修</p>		<p>【重複排除・事業主体の一元化等】</p> <p>・建築研究所の研究開発は、他の独立行政法人等の研究開発と研究の目的・対象や成果の反映先が異なり、重複はない。</p> <p>・研究課題の選定にあたっては、これまでも研究の事前評価(重点研究開発課題は内部評価に加え外部有識者による外部評価も実施)において、建築研究所が実施する必要性を評価し必要性があるものを採択するとともに、外部からの検証が可能となるよう評価結果をホームページにて公表することにより、他の独立行政法人等との重複排除を図っている。</p> <p>さらに、平成22年度中に、「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として研究評価実施要領(公表)に明記するとともに、研究課題ごとの評価書にも明記することにより、より一層の研究評価の適正化を図る。</p> <p>・研究テーマの特性に応じて、国内外の関係機関との適切な役割分担のもとで、研究開発の効率的かつ効果的な連携を推進する。</p> <p>・地震工学研修は、引き続き、外部機関との適切な役割分担と連携により、効果的かつ効率的に研修を実施する。</p> <p>・今後の独立行政法人全体の見直しの議論、政府で行われている研究開発独立行政法人のあり方に関する検討を通じ、適切に対応する。</p> <p>[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(2)重複排除・事業主体の一元化等]</p> <p>【非公務員化】</p> <p>・平成18年4月に措置済み。</p> <p>【柔軟な組織運営】</p> <p>・研究ニーズの高度化、多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究テーマに応じた必要な研究者を編制するなど柔軟な組織運営を図る。</p>	<p>組む。</p> <p>・22年度中に施設整備計画を策定し、計画的に施設の整備、更新、廃止等を進める。</p> <p>[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)3. 組織管理(ガバナンス)の強化(1)管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)]</p> <p>【事業の審査、評価の見直し】</p> <p>・研究成果をより確実に社会へ還元させる視点で研究評価を充実させるとし、平成22年度中に研究評価実施要領の改定を行う。</p> <p>[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて(平成22年5月18日行政刷新会議決定)3. 組織管理(ガバナンス)の強化(2)事業の審査、評価]</p> <p>【業務のアウトソーシング】</p> <p>・建築研究所が行っている研究開発等と地震工学研修は、いずれも官民競争入札に馴染まない。</p> <p>・定型的作業や単純作業等外部への委託が可能な業務でコスト節減につながる場合には、引き続きアウトソーシングを進める。</p>
--------------	--	--	---	---

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年7月現在)

国土交通省所管(11 法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
31	土木研究所 (16) ・土木研究所 ・北海道開発土木研究所	● 非公務員化	① ・平成 18 年 4 月に措置済み。
		● 2 法人の事務・事業の一体的実施	① ・平成 18 年 4 月に 2 法人を統合。
		● 国との役割分担を明確にするとともに、民間では実施されない研究、社会ニーズに対応した研究に重点化	① ・土木研究所は、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要性のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等を実施する。具体的には、技術基準の検討に必要なメカニズム解明等の研究を行うこととし、また、平成 18 年度以降毎年度、研究評価において「土木研究所が実施する必要性」について事前評価した結果を外部から検証できるようホームページにて公表している。 ・「社会的要請の高い課題」に「総研究費の概ね 60%を充当する」という中期目標に基づき、平成 18 年度以降毎年度、「社会的要請の高い課題」に総研究費の 70%前後を重点的に配分している。

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年7月現在)

国土交通省所管(11 法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
32	建築研究所 (17)	● 非公務員化	① ・平成 18 年 4 月に措置済み。
		● 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化	① ・法人の任務、役割の明確化は、平成 22 年 4 月の事業仕分け(第 2 弾)において説明したとおり、住宅、一般建築、都市に関する国の技術基準等に反映する研究開発及び地震工学に関する研修の実施を任務、役割として明確化している。 ・研究業務の重点化・効率化は、平成 21 年 3 月の中期計画の変更により重点的研究開発課題の見直しを行い、18 課題から 16 課題に再編した。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人土木研究所			府省名	国土交通省（農林水産省）	
沿革		<p>大 10.5 内務省土木局道路材料試験所 → 大 11.9 内務省土木試験所 → 昭 23.7 建設省土木研究所 → （昭 24.7 元運輸省運輸建設工事本部技術員養成所を合併） → 平 13.1 国土交通省土木研究所 → 平 13.4 独立行政法人土木研究所</p> <p>昭 12.8 土木部試験室（内務省北海道庁土木部所属） → 昭 22.9 北海道土木試験所 → 昭 26.7 北海道開発局土木試験所 → 昭 63.4 開発土木研究所 → 平 13.4 独立行政法人北海道開発土木研究所 → 平 18.4 独立行政法人土木研究所に統合</p>					
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年度～平成 17 年度（土木研究所、北海道開発土木研究所） 第 2 期：平成 18 年度～平成 22 年度					
役員数及び職員数 （平成 22 年 1 月 1 日現在） ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		5 人（2 人）	4 人（1 人）	1 人（1 人）	480 人		114 人
年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	4,172	4,201	10,277	9,950	9,644	9,346
	特別会計	2,840	2,701	—	—	—	—
	計	7,012	6,902	10,277	9,950	9,644	9,346
	うち運営費交付金	6,449	6,361	9,492	9,330	9,124	8,847
	うち施設整備費等補助金	512	495	730	565	497	482
	うちその他の補助金等	52	47	55	55	23	17
支出予算額の推移 (単位:百万円)		10,201	9,849	13,215	12,872	12,541	12,243 (※)
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位:百万円)		52	60	66	65		
		発生要因 主な発生要因は、中期目標期間中の財産貸付等の自己収入から利益が生じたもの及び自己収入で取得した資産の未償却残高である。					
		見直し案 —					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		114	260	657	1,020		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		9,179	8,751	11,329	10,870	(見込み) 未定	(見込み) 未定
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		研究業務その他の業務全体を通じた情報化・電子化の推進、外部への委託が可能な業務のアウトソーシング等による効率化に向けた取組により、毎年度一般管理費 3%、業務経費 1% を削減。					

<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中の業務実績評価における総合評価は、平成 18 年度「順調」、平成 19, 20 年度「極めて順調」(極めて順調、順調、概ね順調、要努力の 4 段階評価)、平成 21 年度「S」(優れた実施状況; SS, S, A, B, C の 5 段階評価)であった。また、評価項目「業務運営全体の効率化」については、平成 18 年度「3」、平成 19, 20 年度「4」(5, 4, 3, 2, 1 の 5 段階評価)、平成 21 年度「S」(SS, S, A, B, C の 5 段階評価)であった。 ・ 一般管理費については、中期目標期間中毎年度 3 %相当の削減を行うこととしているところ、達成に向けて順調な実施状況である。 ・ 人件費については、中期目標期間中毎年度 1 %以上の削減を行うこととしているところ、達成に向けて順調な実施状況である。
--	--

※平成 23 年度の受託収入及び施設利用等収入の予算は次期中期計画の策定までは決まらないため、22 年度当初計画と同額と仮定して計上。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人土木研究所		府省名	国土交通省（農林水産省）
事務及び事業名	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及			
事務及び事業の概要	<p>国が実施する河川・道路等の社会資本整備に関する行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究を、社会資本の現状及びニーズの把握に努め、国土交通省の地方整備局及び北海道開発局等の事業と密接に連携を図りつつ実施している。</p> <p>研究成果は、国の技術基準等に反映され、それらが社会資本整備の実施主体である国や地方公共団体において活用されることにより、安全・安心な社会、生き生きとした暮らしの出来る社会、国際競争力を支える活力ある社会、環境と調和した社会の実現や積雪寒冷に適応した社会資本整備、北海道の農水産業の基盤整備など、我が国の社会資本の質の確保・向上に貢献している。</p>			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	93.46 億円 (▲2.98 億円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	122.43 億円 (▲2.98 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	480 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①研究開発課題を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究へより重点化する。[独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定） 2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し(1)事業実施主体の見直し]</p> <p>②人工衛星情報等を活用した洪水予測技術など日本の「安全・安心」等の土木技術を、アジアをはじめ世界各国へ国際展開するための研究活動を強化する。</p> <p>③道路橋をはじめとする社会資本の高齢化に伴う、社会資本の維持管理に特有の知見と判断能力を有する高度な専門技術者の育成に対するニーズに応えるため、国等の職員を対象にした講習会の開催等の取組みを強化する。</p>			
備考〔補足説明〕	<p>①現中期目標期間においては、社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応を図ることとし、中期目標に示される目標に対する研究開発を重点的研究開発として、重点化を図っているところである。土木研究所のミッションは、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究等であることを踏まえ、次年度から始まる新たな中期目標期間において、これらの業務への重点化を図るものである。</p> <p>②「国土交通省成長戦略」(H22.5)において、我が国の優れた建設産業等が海外市場において活躍の場を拓くため、相手国への技術協力の強化等が必要とされている。また、「新成長戦略」(H22.6 閣議決定)において、日本の「安全・安心」等の技術をアジア等へ普及していくこととしていることを踏まえ、これらの政策の実現に資する活動を強化するものである。</p> <p>③新成長戦略(H22.6 閣議決定)において、高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化することを踏まえ、社会資本ストックの戦略的な維持管理を進める必要があるとされており、その政策の実現に資する取組を強化するものである。</p>			

	<p>【廃止した場合の問題点】</p> <p>土木研究所は、国が実施する河川・道路等の社会資本整備に関する行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究開発を、国土交通省の地方整備局及び北海道開発局等の事業と密接に連携を図りつつ、中立的・公共的な立場で長期的視点に立って行っている。また、近年多発する地震や土砂災害等の発生時に早急に現地に赴き、被害状況の調査及び技術指導を行うなど、国土交通大臣の指示による職員の派遣その他の災害対応に貢献する業務を行っている。</p> <p>これらの業務を廃止した場合においては、こうした業務を代替できる機関が存在しないことから、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に支障が生じ、国民生活の安全性・安定性が低下し国民の利益が損なわれる。</p> <p>【民営化した場合の問題点】</p> <p>土木研究所を民営化して国等が策定する基準の策定に資する研究開発を民間の主体が実施することとした場合、中立性・公平性の確保が困難となり、リスクの大きい研究については採算性等の観点から実施されないことも予想され、効率的な社会資本の整備に支障が生ずることとなるため適当でない。</p> <p>さらに、土木研究所は、近年多発する地震や土砂災害等の災害の発生時等に早急に現地に赴き、被害状況の調査及び技術指導を行うなど、災害対策基本法の指定公共機関として国土交通大臣の指示による職員の派遣その他の災害対応に貢献する業務を担っているが、民営化した場合こうした業務の実施が困難になるおそれがある。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施をした場合の問題点】</p> <p>土木研究所は、土木分野における我が国の代表的な研究機関であり、国際的にも高い水準の研究を実施している。こうした「土木研究所(PWRI)」としての研究開発の実績については国内外に広く定着しており、他法人等への移管・一体的実施とした場合、対外的に広く認知されている「土木研究所(PWRI)」としての連続性を失うこととなり、国際展開を行うにあたって大きな損失である。また、仮に、統合により大括りの組織としたとしても、研究分野が異なること及び研究成果を活用する行政分野が異なることから、統合による効率性の向上は見込まれず、むしろ意思決定における機動性の低下などの弊害により、研究活動等の事業運営の非効率化を招くことが懸念される。</p> <p>【他の事務及び事業との統合をした場合の問題点】</p> <p>統合できる他の事務及び事業は実施していない。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>研究業務その他の業務全体を通じた情報化・電子化の推進、外部への委託が可能な業務のアウトソーシング等による効率化に向けた取組により、毎年度一般管理費3%、業務経費1%を削減。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人土木研究所		府省名	国土交通省（農林水産省）
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京事務所、海外事務所等に類する支部・事業所等はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発課題を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究へより重点化する。 ・研究課題の選定にあたっては、これまでも研究の事前評価（重点プロジェクト研究は内部評価に加え外部有識者による外部評価も実施）において、土木研究所が実施する必要性を評価し必要性があるものを採択するとともに、外部からの検証が可能となるよう評価結果をホームページにて公表することにより、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に業務を限定するよう措置している。 ・さらに、平成 22 年度中に、「土木研究所が実施する必要性」を評価項目として研究評価実施要領（公表）に明記するとともに、研究課題ごとの評価書にも明記し、同年度中に実施する研究評価から適用することにより、より一層の研究評価の適正化を図る。 ・今後の独立行政法人全体の見直しの議論、政府で行われている研究開発独 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木研究所の研究開発は、他の独立行政法人等の研究開発と研究の目的・対象や成果の反映先が異なり、重複はない。 ・研究課題の選定にあたっては、これまでも研究の事前評価（重点プロジェクト研究は内部評価に加え外部有識者による外部評価も実施）において、土木研究所が実施する必要性を評価し必要性があるものを採択するとともに、外部からの検証が可能となるよう評価結果をホームページにて公表することにより、他の独立行政法人等との重複排除を図っている。 ・さらに、平成 22 年度中に、「土木研究所が実施する必要性」を評価項目として研究評価実施要領（公表）に明記するとともに、研究課題ごとの評価書にも明記し、同年度中に実施する研究評価から適用することにより、より一層の研究評価の適正化を図る。 ・研究テーマの特性に応じて、国内外の公的研究機関・大学・民間研究機関等との適切な役割分担のもとで、研究開発における効率的かつ効果的な連携 	

		立行政法人のあり方に関する検討を通じ、適切に対応する。	を推進する。 ・今後の独立行政法人全体の見直しの議論、政府で行われている研究開発独立行政法人のあり方に関する検討を通じ、適切に対応する。
備考〔補足説明〕	・独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて（平成22年5月18日行政刷新会議決定）において、設置し続ける必要があるか等を検証することとされた東京事務所、海外事務所等に類する支部・事業所等は、土木研究所には存在しない。	・土木研究所のミッションは、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究等公的機関に期待される業務を行うことであることを踏まえ、これらの業務への重点化を図るものである。	

法人名	独立行政法人土木研究所		府省名	国土交通省（農林水産省）
見直し項目	非公務員化	柔軟な組織運営		
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 4 月に措置済み 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的要請の変化に機動的に対応できるよう、研究テーマに応じ必要な研究者を編制する研究グループ体制の下で業務を実施している。 引き続き、研究ニーズの高度化、多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図る。 		
備考〔補足説明〕				

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人土木研究所		府省名	国土交通省（農林水産省）
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>・<u>廃止を予定している別海実験場、湧別実験場及び一部廃止した朝霧環境材料観測施設について、国庫返納等による処分を行う。</u></p> <p>【整理合理化計画：中期計画達成状況を平成 22 年度までに明らかにした上で、別海実験場及び湧別実験場を廃止する。平成 21 年度に朝霧環境材料観測施設について、敷地利用の集約化を図った上で、一部廃止する。】</p> <p>・平成 22 年度中に次期中期計画における研究課題の重点化にあわせ、各施設の総点検を行って施設整備計画を策定し、本計画に基づき計画的に施設の整備、更新、廃止等を進める。</p>	<p>・関係法人については該当なし。</p> <p>・取引関係一般に関しては、平成 19 年 12 月に策定した「随意契約の見直し計画」に基づき、平成 20 年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済み（H21 年度の随意契約割合は 4.6%（件数ベース））。</p> <p>・より一層の取引関係の適正化を図るため、契約監視委員会による定期的な点検の実施や一者応札、一者応募の見直しに関する取り組みを内容とする「随意契約等見直し計画」を平成 22 年 6 月に策定・公表しており、本計画に基づき、引き続き取引関係の適正化を推進する。</p>	<p>・より一層の自己収入の拡大に向けた取組の強化を図るため、平成 22 年 4 月より人事評価を導入し、研究者個人の競争的資金等外部資金や知的財産権獲得の取組を評価する体制を整備した。</p> <p>・引き続き競争的資金等外部資金の積極的な獲得、知的財産権の活用促進、外部機関による施設・設備の利用促進により、さらに自己収入の拡大を図る。</p> <p>【整理合理化計画：競争的資金、特許等、実験施設の貸し出しにより自己収入の増大を図る。】</p>	
備考〔補足説明〕	<p>・施設については、コスト縮減を念頭にした管理運営を行ってきたところであるが、施設整備計画に基づく計画的な整備等を実施することにより、さらなる管理運営の適正化を図る。</p>	<p>・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について、点検・見直しを行うものである。</p>	<p>・研究の成果は国の技術基準の整備等に反映され、国等が実施する社会資本整備を通じて広く国民に還元されるため、受益者負担を求めることはなじまない。</p>	

法人名	独立行政法人土木研究所		府省名	国土交通省（農林水産省）
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
<p align="center">運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究業務その他の業務全体を通じた、情報化・電子化の推進等による効率化に向けた取組により、適正な管理運営に努める。 ・コスト縮減を念頭により一層の管理運営の適正化を図るため、平成22年度中に、次期中期計画にあわせて、個々の施設の新設・改修・更新の時期・内容、効率的利用を図るための施設の共用計画等具体的な内容を定めた施設整備計画を策定し、本計画に基づき計画的に施設の整備、更新、廃止等を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究評価要領及び研究評価結果をホームページにて公表するとともに、中期目標の達成に関わる重要な研究（重点プロジェクト研究）については、外部有識者による評価を実施し、透明性の確保、研究の実効性の向上を図っている。 ・研究の実効性を上げる観点から、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点で研究評価を充実させることとし、平成22年度中に研究評価実施要領の改定を行う。 ・財務状況等について、引き続き、監事や会計監査人の監査のほか、契約監視委員会のチェックを受け、結果を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木研究所が行っている研究開発等は、公平・中立性が求められるとともに、事業性（受益の反映の明確化・対価收受可能性）を有するものではないため、官民競争入札にはなじまない。 ・定型的作業や単純作業等外部への委託が可能な業務であり、かつコスト節減につながる場合には、引き続きアウトソーシングを進める。 	
<p align="center">備考〔補足説明〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度以降の5年間で5%の人件費削減目標を達成できる見込み。平成21年度のラスパイレス指数は事務・技術職95.9、研究職91.6（対国家公務員）と適正な水準を維持。 ・一般管理費についても、現中期目標期間中、毎年度3%削減を達成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果をより確実に社会へ還元させる観点から、追跡評価の導入について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公平・中立な立場で土木技術に関する研究開発等を行いその成果を国の技術基準類へ反映させるとともに、国土交通大臣の指示により職員の災害現場への派遣・技術指導を行っているという土木研究所の事務・事業は、官民競争入札になじまない。 	

	<p>・研究者の person 費は研究所としての研究開発力に直結するものであり、社会的・国民的ニーズに対応した研究開発を実施する上で一定の額は確保する必要がある。一方、管理部門の person 費についても、競争的資金、共同研究、研究評価、多数の実験施設の維持管理、契約手続きの厳格化などに関連して事務量はむしろ増える中で、大幅な削減は困難な状況にある。一般管理費についても、多数存在する施設の保守・修繕費など固定的な支出が多く、大幅な削減は困難である。</p>		
--	--	--	--

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横1.(2))」中の「(横1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人建築研究所			府省名	国土交通省	
沿革		昭和 17. 12 大蔵省官房営繕課建築研究室 →昭和 21. 4 戦災復興院総裁官房技術研究所 →昭和 23. 1 建設院第二技術研究所 →昭和 23. 7 建設省建築研究所 →平成 13. 1 国土交通省建築研究所 →平成 13. 4 独立行政法人建築研究所					
中期目標期間		第 1 期 平成 13 年度～17 年度 第 2 期 平成 18 年度～22 年度（平成 21 年 3 月、平成 22 年 3 月に中期計画見直し）					
役員数及び職員数 （平成 22 年 1 月 1 日現在） ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4 人（2 人）	3 人（1 人）	1 人（1 人）	87 人		71 人
年 度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位: 百万円)	一般会計	2, 121	2, 135	2, 098	2, 099	2, 026	1, 982
	特別会計	-	-	-	-	-	-
	計	2, 121	2, 135	2, 098	2, 099	2, 026	1, 982
	うち運営費交付金	2, 028	2, 045	2, 011	2, 011	1, 924	1, 882
	うち施設整備費等補助金	93	90	87	85	98	96
	うちその他の補助金等	-	-	-	3	4	4
支出予算額の推移 (単位: 百万円)		2, 301	2, 330	2, 293	2, 298	2, 224	2, 180
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位: 百万円)		19	52	73	81		
発生要因		各事業年度において経常収益が経常費用を上回る等により総利益（未処分利益）が生じた場合、これを独法評価委員会において積立金（利益剰余金の構成要素）として承認を受けるもの。建築研究所においては、主に経常収益のうち業務収益（技術指導等収入、財産賃貸収入等、知的所有権収入）があることから総利益が生じる。					
見直し案		-					
運営費交付金債務残高 (単位: 百万円)		32	9	9	124		
行政サービス実施コストの推移 (単位: 百万円)		3, 382	3, 066	3, 208	3, 129	未定	未定
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した受変電設備の更新等による実験施設の電気料金の縮減 △約 9 百万円（必要な設備更新が完了した場合） ・使用頻度の低い実験施設の整理による保守・修繕費等の縮減 △約 8 百万円 ・施設・設備の効率的利用、施設使用料の改定等による自己収入の増加 					

<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)</p>	<p>国土交通省独立行政評価委員会による総合評価は、平成 18、19 年度は「順調」、平成 20 年度は最上位評価である「極めて順調」、平成 21 年度は、「A」(着実な実施状況)であった。平成 21 年度については、総合評価において個別項目の評定の最頻値をより重視することとされた結果、研究開発関連の評価項目では 11 項目中 9 項目で「S」(優れた実施状況)と評価されたものの、業務運営の効率化関連の評価項目を含めた全体としては「A」と評価されたものである。また、評価項目「業務運営全体の効率化」については、平成 18～20 年度「3」(5, 4, 3, 2, 1 の 5 段階評価)、平成 21 年度「A」(SS, S, A, B, C の 5 段階評価)であった。</p> <p>一般管理費(人件費を除く。)については、中期目標期間中に 15%の削減を目標としており、毎年度 3%の削減目標を達成してきている。平成 22 年度においても、同様に措置することにより、目標の達成に努める。</p> <p>人件費については、中期目標期間中に 5%の削減を目標としており、平成 21 年度末時点で、予算ベースで 6.2%削減、実績ベース 3.3%削減となっており、平成 22 年度末までには適切な人員管理により削減目標を達成できる見込み。</p>
--	--

※平成 23 年度の受託収入及び施設利用等収入の予算は次期中期計画の策定までは決まらないため、平成 22 年度当初計画と同額と仮定して計上。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人建築研究所		府省名	国土交通省
事務及び事業名	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等（研究開発等）			
事務及び事業の概要	<p>建築基準法、住宅品質確保法、省エネルギー法などに基づく国の技術基準等の作成や、関連技術政策の立案に反映するため、住宅、一般建築、都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ、基盤的な研究開発を行う。</p> <p>研究成果は、国の技術基準等に反映され、それらが民間の技術開発や設計・施工現場に活用されることにより、国民の安全の確保・向上、健康で快適な居住空間の実現、省エネルギーや環境への配慮等の持続可能性の確保、消費者への安心の提供など、我が国の住宅、一般建築、都市の質の確保・向上に貢献している。</p>			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	16. 64 億円 (▲0. 38 億円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	18. 28 億円 (▲0. 38 億円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>				45 人 このほかに、総務・企画部門の職員が支援している。
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究開発について総点検を行い、平成 22 年度の予算執行において基準作成関連の研究に重点化した。平成 23 年度以降についても、基準作成関連の研究への一層の重点化・深化を進める。</p> <p>[事業仕分け第 2 弾（前半）評価結果：事業規模縮減。基準作成関連とそれ以外の研究に整理]</p>			
備考〔補足説明〕	<p>建築研究所の研究開発の目的は、国の技術基準の作成や行政施策の企画立案に対し、研究成果に基づく技術的知見やデータを提供するとともに、基準作成への参画、基準普及への協力等を行うことである。</p> <p>事業仕分け第 2 弾（前半）の結果等を踏まえ、研究開発の総点検を行い、研究開発課題（重点的研究開発課題、基盤研究）について、基準作成関連の研究に一層の重点化・深化を進めることとした。</p> <p>また、重点的研究開発課題の数は、第二期中期計画作成当初は 18 課題あったが、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月閣議決定）を踏まえ、第二期中期計画期間の中間年度である平成 20 年度末に、その時の住宅、一般建築、都市に関する社会的要請を再検討し、従来の 18 課題から 16 課題に見直した。次期中期目標期間においては、重点的研究開発課題の数をさらに絞り込んで 10 課題程度に重点化し、各課題の研究内容を充実させる。</p> <p>なお、研究の一層の重点化・深化にあたっては、「安全・安心」、「持続的発展」などの課題に対応するとともに、優良住宅を社会資産として整備して海外に技術移転できる研究、住宅・建築等の国際技術基準につながる研究、建築技術の高度化に伴い複雑化する技術基準の円滑な運用に資する研究にも配慮する。</p>			

	<p>【廃止した場合の問題点】 建築研究所の研究開発は、国民の生活基盤である住宅、一般建築、都市に関する技術について、行政との連携を図りつつ、公的な立場から行う基盤的研究開発であり、その成果は国の技術基準等の作成に反映されることにより、民間での活用を可能とし、最終アウトカムとして住宅、一般建築、都市の質の確保・向上に寄与するものである。もしこれが行われないと、国の技術基準等の作成や関連技術政策の立案に支障がでるとともに、民間の技術開発や技術普及の遅れにもつながり、国民生活に大きな支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>【民営化した場合の問題点】 建築研究所の研究開発は、国の技術基準等の作成に反映するものである。このような研究は、建築活動の当事者である民間よりも、公平・中立な立場にある公的機関が担当する方が適切である。また、具体的な研究課題や研究方法を自ら設定し、必要に応じて大規模な実験施設等を活用して実施するものであるため、収益性を重視する民間が取り組むにはリスクが大きい。さらに、研究開発の成果は国の技術基準等の作成に反映され、その受益は広く国民全般に及ぶため、事業性（受益範囲の明確性と対価の収受可能性）に乏しく民営化できない。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 建築研究所は、住宅、一般建築、都市を対象に、研究成果を建築基準法等の国の技術基準に反映させることを目的とした研究開発を行っており、他法人とは研究の対象／対象、研究手法や成果の反映先が異なっている。このため、建築研究所の研究開発を他法人等へ移管、一体的に実施しても、そのメリットはなく、むしろマネジメントの柔軟性や機動性の低下、国際的プレゼンスの低下等の弊害が多い。</p> <p>【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 統合できる他の事務及び事業は実施していない。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>建築研究所の実施する研究目的をさらに明確化し、費用便益効果の観点から、研究成果が一層効果的に国の行政施策等に反映されることを目指す。なお、住宅、一般建築、都市に関して建築研究所が研究すべき課題は、住宅等の長期使用、巨大地震に対する安全性の確保・向上、低炭素社会の構築など多く、研究の一層の重点化・深化によって研究費の必要額が減るという状況にはない。</p>

法人名	独立行政法人建築研究所	府省名	国土交通省
事務及び事業名	地震工学に関する研修生への研修（地震工学研修）		
事務及び事業の概要	<p>独立行政法人建築研究所法第12条第6号において、「地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む）の研修を行うこと」が業務の一つとして位置づけられており、これにより研修業務を実施している。</p> <p>具体的には、開発途上国等における地震防災対策の向上に資するため、国土交通大臣から指示された中期目標に基づき中期計画等を定め、JICAと連携して地震工学に関する研修を行い、開発途上国等の技術者等を養成している。</p>		
事務及び事業に係る23年度予算要求額	国からの財政支出額 <small>（対22年度当初予算増減額）</small>	3.18億円 <small>（▲0.06億円）</small>	支出予算額 <small>（対22年度当初予算増減額）</small>
事務及び事業に係る職員数 <small>（平成22年1月1日現在）</small>	12人 このほかに、総務・企画部門の職員が支援している。		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<p>地震工学に関する研修については、引き続き国際地震工学センターで実施することとし、その運営にあたっては、最新の知見（長周期地震動等）を反映したカリキュラムの見直しや経費の節減を随時行う。</p>		
備考〔補足説明〕	<p>今もなお世界各地で地震災害・津波災害が頻発する中で、地震に対する安全の確保について課題を抱える開発途上国は多い。それらの国の行政官や技術者に対して、我が国の優れた地震学・地震工学の知識や技術を伝える地震工学研修は、我が国の国際貢献として国内外から高い評価を得ており、研修を行う建築研究所・国際地震工学センターは、UNESCOが推進する建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクトのCOE（中核機関）にも位置づけられている。</p> <p>研修の実施にあたっては、国際協力機構（JICA）と適切な役割分担のもとで連携し、建築研究所の研究者を中心に、関連する国内の大学、国立研究機関、他の独立行政法人等の研究者や技術者の協力を得て講義、演習等を行い、効果的かつ効率的に運営している。</p> <p>また、研修の内容に関しても、所内では当初と変わらぬ体制を維持しつつも、開発途上国のニーズ等を踏まえて津波防災コース等を追加するとともに、地震学の知識・技術を利用した地下核実験の国際監視システムを担う専門家を養成する研修や、中国・四川大地震の復興支援のために耐震建築の人材を育成する研修を開始したほか、最新の知見を反映したカリキュラムの拡充を行ってきている。</p> <p>今後も、外部機関との適切な役割分担と連携により、経費を節減しつつ効果的かつ効率的に研修を実施する。</p>		

	<p>【廃止した場合の問題点】 開発途上国における地震災害の被害軽減等に遅れが生じるとともに、UNESCO が推進する建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクトに重大な支障が生じ、国際貢献を通じた我が国の国際的立場の弱体化や信用の失墜につながるおそれがある。</p> <p>【民営化した場合の問題点】 地震工学研修の成果の受益者は、開発途上国からの研修生や、研修成果を生かした地震被害軽減の恩恵を受ける開発途上国の国民であり、また、それにより我が国の国際的立場の向上により恩恵を受ける日本国民である。このため、当該研修は事業性に乏しく民営化できない。</p> <p>また、建築研究所では、外務省からの依頼を受け、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効に向けた国際貢献として、地震学の知識・技術を利用して地下核実験の国際監視システムを担う専門家を養成するグローバル地震観測研修や、中国政府の要請を受け、中国・四川大地震復興支援の柱として、建築研究所の研修修了生が帰国後指導者となり、3年間で中国における建築耐震技術者を5000名育成する中国耐震建築人材育成研修を実施しているが、このような研修は民営化になじまない。</p> <p>【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 地震工学研修は、地震学、地震工学、津波防災に関するその時々最先端の知見・技術を取り入れながら研修を実施している。特に、長年の研修実施で蓄積した独自のノウハウや外部講師陣も含む人的基盤に加え、地震学や地震工学の研究を並行して行いその成果を研修に反映していること、UNESCO 等の国際機関や各国の関係研究機関、研修修了生との強固なネットワークがあることなどによって出来上がった研修実施体制は、他の機関において容易に構築できない。このことから、他法人等への移管した場合、今の水準で研修実施ができなくなるおそれがある。</p> <p>なお、地震工学研修は開始当初の関係省庁間の協議により、現在の建築研究所・国際地震工学センターをその中心的機関として実施することになったものであり、建築研究所法及び国土交通省設置法にも位置づけられている。また、他法人等との一体的実施については、すでに国際協力機構（JICA）と役割を分担して、連携して研修を実施している。</p> <p>【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 統合できる他の事務及び事業は実施していない。</p>
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	これまでも研修テキストとなる外国図書を供与から貸与に変更するなど経費節減の取り組みを着実に実施してきたところであり、こうした取り組みを今後も継続する。

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人建築研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・支部・事業所等を設置していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>研究開発について総点検を行い、平成 22 年度の予算執行において基準作成関連の研究に重点化した。平成 23 年度以降についても、基準作成関連の研究への一層の重点化・深化を進める。</u> [事業仕分け第 2 弾（前半）評価結果：事業規模縮減。基準作成関連とそれ以外の研究に整理] ・研究課題の選定にあたっては、これまでも研究の事前評価（重点研究開発課題は内部評価に加え外部有識者による外部評価も実施）において、建築研究所が実施する必要性を評価し必要性があるものを採択するとともに、外部からの検証が可能となるよう評価結果をホームページにて公表することにより、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に業務を限定するよう措置している。 ・さらに、平成 22 年度中に、「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として研究評価実施要領（公表）に明記するとともに、研究課題ごとの評価書にも明記し、同年度中に実施する研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築研究所の研究開発は、他の独立行政法人等の研究開発と研究の目的・対象や成果の反映先が異なり、重複はない。 ・研究課題の選定にあたっては、これまでも研究の事前評価（重点的研究開発課題は内部評価に加え外部有識者による外部評価も実施）において、建築研究所が実施する必要性を評価し必要性があるものを採択するとともに、外部からの検証が可能となるよう評価結果をホームページにて公表することにより、他の独立行政法人等との重複排除を図っている。 ・さらに、平成 22 年度中に、「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として研究評価実施要領（公表）に明記するとともに、研究課題ごとの評価書にも明記し、同年度中に実施する研究評価から適用することにより、より一層の研究評価の適正化を図る。 ・研究開発等については、引き続き研究開発課題の特性に応じて、国内外の公的研究機関・大学・民間研究機関等との適切な役割分担と連携のもとで、 	

		<p>評価から適用することにより、より一層の研究評価の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震工学研修については、引き続き建築研究所・地震工学センターで実施することとし、その運営にあたっては、最新の知見（長周期地震動等）を反映したカリキュラムの見直しや経費の節減を随時行う。 ・今後の独立行政法人全体の見直しの議論、政府で行われている研究開発独立行政法人のあり方に関する検討を通じ、適切に対応する。 	<p>効率的かつ効果的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震工学研修は、開発途上国からの研修生を対象とした地震工学に関する総合的な研修として、わが国唯一のものである。 ・地震工学研修については、引き続き外部機関との適切な役割分担と連携により、効果的かつ効率的に研修を実施する。 ・今後の独立行政法人全体の見直しの議論、政府で行われている研究開発独立行政法人のあり方に関する検討を通じ、適切に対応する。
<p>備考〔補足説明〕</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・地震工学に関する研修については、開始当初の関係省庁間の協議により、現在の建築研究所・国際地震工学センターをその中心的機関として実施することになったものであり、建築研究所法及び国土交通省設置法に位置づけられている。 ・地震工学研修の実施にあたっては、国際協力機構（JICA）と適切な役割分担のもとで連携し、関連する国内の大学、国立研究機関、他の独立行政法人等の研究者や技術者の協力を得て効果的かつ効率的に運営され、国内外から高い評価を得ている。このことで、 	

		<p>研修を行う建築研究所・国際地震工学センターは、UNESCO が推進する建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクトのCOE（中核機関）にも位置づけられている。これと同等の実施体制を民間で新たに構築することは難しい。</p> <p>・所内では当初と変わらぬ体制を維持しつつも、開発途上国のニーズ等を踏まえ津波防災コース等を追加するとともに、地震学の知識・技術を利用した地下核実験の国際監視システムを担う専門家を養成する研修や、中国・四川大地震の復興支援のために耐震建築の人材を育成する研修を開始したほか、最新の知見を反映したカリキュラムの拡充を行ってきている。</p>	
--	--	---	--

法人名	独立行政法人建築研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	非公務員化	柔軟な組織運営		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 4 月に措置済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的要請の変化に機動的に対応できるように、研究テーマに応じ必要な研究者を編制する研究グループ体制の下で業務を実施している。 引き続き、研究ニーズの高度化、多様化等の変化に機動的に対応し得るように、柔軟な組織運営を図る。 		
備考〔補足説明〕		<p>これまでも研究者をフラットに配置するグループ制を基本に、必要に応じてグループ横断的なプロジェクトチームや特定業務を行う「室」等の設置を機動的に行う組織運営を実施してきたところである。</p>		

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人建築研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横 1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横 2.（3））	自己収入の拡大（横 2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>・平成 20 年度に屋外火災実験場観測制御室を廃止済み。</p> <p>【整理合理化計画：平成 20 年度までに屋外火災実験場観測制御室を廃止する】</p> <p>・平成 22 年度中に次期中期計画における研究課題の重点化にあわせ、各施設の総点検を行って施設整備計画を策定し、本計画に基づき計画的に施設の整備、更新、廃止等を進める。</p>	<p>・関係法人については該当なし。</p> <p>・取引関係一般に関しては、平成 19 年 12 月に策定した「随意契約の見直し計画」に基づき、平成 20 年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済み。</p> <p>・より一層の取引関係の適正化を図るため、契約監視委員会による定期的な点検の実施や一者応札、一者応募の見直しに関する取り組みを内容とする「随意契約等見直し計画」を平成 22 年 6 月に策定・公表しており、本計画に基づき、引き続き取引関係の適正化を推進する。</p>	<p>・競争的資金等外部資金については、年々厳しさが増す競争環境の中、理事長による指導の下で「一人一件以上申請」等の目標を掲げ、その実績を運営費交付金による研究費の配分にも反映することをインセンティブとし、さらなる獲得に努力する。</p> <p>・外部機関による施設・設備の利用促進については、平成 22 年度中にパンフレット作成等の広報を積極的に展開するとともに、施設使用料の改定を行う。</p> <p>・特許等の知的財産についても、引き続き広報を積極的に展開し、自己収入の拡大を図る。</p> <p>【整理合理化計画：競争的資金、特許等、実験施設の貸し出しにより自己収入の増大を図る】</p>	
備考〔補足説明〕	<p>・施設については、コスト縮減を念頭にした管理運営を行ってきたところであるが、施設整備計画に基づく計画的な整備等を実施することにより、さらなる管理運営の適正化を図る。</p>	<p>・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、競争性のない随意契約</p>	<p>・研究の成果は国の技術基準の整備等に反映され、住宅・一般建築・都市の質の確保・向上を通じて広く国民に還元されるため、受益者負担になじまない。</p>	

		<p>及び一者応札・応募となった契約について、点検・見直しを行うものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震工学研修の受益者は、開発途上国からの研修生や、研修成果を生かした地震被害軽減の恩恵を受ける開発途上国の国民であり、また、それによる我が国の国際的立場の向上により恩恵を受ける日本国民であるので、受益者負担になじまない。 ・なお、研修実施に要するコストを削減するため、これまでも研修テキストとなる外国図書を供与から貸与に変更するなど経費節減に努めており、今後も引き続き研修実施に要するコストの削減に取り組む。
--	--	--	--

法人名	独立行政法人建築研究所		府省名	国土交通省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
<p align="center">運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 （又は見直しの方向性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究業務その他の業務全体を通じた、情報化・電子化の推進等による効率化に向けた取組により、適正な管理運営に努める。 ・コスト縮減を念頭により一層の管理運営の適正化を図るため、平成22年度中に、次期中期計画にあわせて、個々の施設の新設・改修・更新の時期・内容、効率的利用を図るための施設の共用計画等具体的な内容を定めた施設整備計画を策定し、本計画に基づき計画的に施設の整備、更新、廃止等を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究評価要領をホームページにて公表するとともに、中期目標の達成に関わる重要な研究（重点的研究開発課題）については、外部有識者による評価を実施し、結果を公表することにより、透明性の確保、研究の実効性の向上を図っている。 ・研究の実効性を上げる観点から、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点で研究評価を充実させることとし、平成22年度中に研究評価実施要領の改定を行う。 ・財務状況等についても、引き続き、監事や会計監査人の監査のほか、契約監視委員会のチェックを受け、結果を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築研究所が行っている研究開発等は、公平・中立性が求められるとともに、事業性（受益の反映の明確化・対価收受可能性）を有するものではないため、官民競争入札にはなじまない。 ・地震工学研修についても、事業性を有するものではないほか、同等の実施体制を民間で新たに構築することは難しいため、官民競争入札にはなじまない ・定型的作業や単純作業等外部への委託が可能な業務であり、かつコスト節減につながる場合には、引き続きアウトソーシングを進める。 	

<p style="text-align: center;">備考〔補足説明〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度以降の 5 年間で 5% の人件費削減目標を達成できる見込み。なお、建築研究所の給与水準は、給与規程上、国家公務員と同等である。 ・一般管理費についても、現中期目標期間中、毎年度 3% 削減を達成。 ・研究者の人件費は研究所としての研究開発力に直結するものであり、社会的・国民的ニーズに対応した研究開発を実施する上で一定の額は確保する必要がある。一方、管理部門の人件費についても、競争的資金、共同研究、研究評価、多数の実験施設の維持管理、契約手続きの厳格化などに関連して事務量はむしろ増える中で、大幅な削減は困難な状況にある。一般管理費についても、多数存在する施設の保守・修繕費など固定的な支出が多く、大幅な削減は困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果をより確実に社会へ還元させる観点から、追跡評価の導入について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築研究所の研究開発等は、その成果が国の技術基準の整備等に反映されるものであり、公的研究機関として幅広い分野の研究者と実験施設を備え、基準作成関連の研究をミッションとする建築研究所でなければ実施できない。 ・地震工学等に関する総合的な知識を、1 年という短期間で効率よく習得させる能力と体制を備えた機関は、建築研究所・国際地震工学センターのほかにはない。
--	--	--	---

(注) 様式Ⅲ及び様式Ⅳの見直し項目の末尾の括弧書きは、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定)の該当項目を示す。

例：様式Ⅲ「支部・事業所等の見直し(横 1.(2))」中の「(横 1.(2))」は、「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議決定)の「1. 保有資産の見直し(2) 事務所等の見直し」を示す。